

第 4 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成26年8月8日

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成26年8月8日(金曜日)

午前10時0分開議

午前11時33分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①教育委員会制度改革について
- ②いじめ問題への対応について
- ③サイバー犯罪対策の推進について

出席委員(7人)

委員長 増 永 慎一郎
 副委員長 甲 斐 正 法
 委員 小 杉 直
 委員 平 野 みどり
 委員 氷 室 雄一郎
 委員 松 田 三 郎
 委員 溝 口 幸 治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田 崎 龍 一
 教育理事 豊 田 祐 一
 教育総務局長 吉 田 勝 也
 教育指導局長 上 川 幸 俊
 首席審議員兼教育政策課長 能 登 哲 也
 学校人事課長 山 本 國 雄
 社会教育課長 福 澤 光 祐
 文化課長 手 島 伸 介
 施設課長 清 原 一 彦
 高校教育課長 越 猪 浩 樹
 政策監兼高校整備推進室長 田 村 真 一
 義務教育課長 浦 川 健一郎
 特別支援教育課長 栗 原 和 弘

人権同和教育課長 池 田 一 也

体育保健課長 平 田 浩 一

警察本部

本部長 田 中 勝 也

警務部長 黒 川 浩 一

生活安全部長 佐 藤 正 泉

刑事部長 池 部 正 剛

交通部長 木 庭 強

警備部長 潮 崎 樹 典

首席監察官 吉 長 立 志

参事官兼警務課長 林 修 一

参事官兼会計課長 甲 斐 利 美

理事官兼総務課長 田 中 哲 浩

参事官兼生活安全企画課長 北 野 陽 祐

参事官兼刑事企画課長 奥 田 隆 久

参事官兼交通企画課長 高 山 広 行

交通規制課長 木 庭 俊 昭

参事官兼警備第一課長 宮 崎 正 道

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守

政務調査課主幹 山 鹿 公 嗣

午前10時0分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。
 ただいまから、第4回教育警察常任委員会
 を開会いたします。

まず、本日の委員会に9名の傍聴の申し出
 がありましたので、これを認めることにしま
 した。

本日の議題として、教育委員会から2件、
 警察本部から1件の報告事項があります。教
 育委員会、警察本部の順に説明を求め、質疑
 については、執行部の説明終了後、一括して
 受けたいと思います。

なお、執行部が説明を行われる際は、効率

よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

初めに、田崎教育長。

○田崎教育長 おはようございます。

説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様には、去る7月3日、高森町が小中学校で進めているICTを活用しました授業改善への取り組みや、県立阿蘇中央高校におけるすぐれた農業後継者育成のためのさまざまな指導内容、また、スーパーティーチャーの指導のもと、生徒と地域が連携して進めている特産品開発などの取り組みについて御視察をいただきました。

その際、貴重な御助言、御指導をいただきましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

委員の皆様には、今後とも御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、着座にて御説明をさせていただきます。

さて、本日は、教育委員会制度改革を柱といたします地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が去る6月13日に成立したことを踏まえまして、本制度改革の趣旨や概要、具体的なポイントについて御説明を申し上げます。

また、昨年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法に基づき取り組みを進めておりますいじめ問題への組織的な対応に関しまして、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止対策審議会の取り組み状況について、担当課長から御説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○能登教育政策課長 おはようございます。

教育政策課でございます。

教育委員会制度改革について御説明させていただきます。

教育委員会制度改革を柱といたします地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、去る6月13日に国会で成立したところでございます。

本日は、教育委員会制度改革の趣旨、概要、具体的な制度改革のポイントについて御説明し、あわせて、今回の制度改革に関連する事項に関しまして、本県教育委員会の現状と今後の取り組みについて御説明させていただきます。

以降、着座で御説明させていただきます。

1ページをごらんください。資料の1ページでございます。

まず、制度改革の趣旨でございますが、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることなどを目的としたものでございます。

次に、概要でございますが、1点目といたしまして、教育行政の責任の明確化、2点目として、総合教育会議の設置、大綱の策定、3点目といたしまして、国の関与の見直しにつきまして記載がございますが、今回の改正の大きなポイントは、1点目の教育行政の責任の明確化と2点目の総合教育会議の設置、大綱の策定と考えております。

制度改革の詳細につきましては、別冊としてお配りしておりますリーフレット、カラー刷りのものがございますが、こちらで御説明させていただきます。リーフレットをお開きください。

見開きのページのリーフレットの左上にありますように、一般論といたしまして、これまでの教育委員会につきましては、教育委員会の代表である教育委員長と事務局をつかさどる教育長のどちらが責任者かわかりにく

い、あるいは、教育委員会は事務局の提出する案を追認するだけであって、実質的な意思決定を行っておらず、教育委員会の審議が形骸化している、また、いじめ等の問題に迅速に対応できていない、あるいは、首長との意思疎通、連携に課題があり、民意が十分に反映されていないといった指摘がございました。

今回の制度改革は、リーフレットの右上のほうに記載してございますが、教育委員会は、引き続き執行機関といたしまして、従来の職務権限を残しながらも、左右のページに、その下のほうでございまして、4つのポイントとして整理してございますが、①教育委員長と教育長の一本化、②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、③総合教育会議の設置、④大綱の策定などによりまして、こうした課題の解決を図るといったものでございます。

それぞれのポイントにつきまして、少々詳しく御説明させていただきます。

まず、ポイントの1点目でございます。

教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長、新教育長の設置でございます。この教育委員長と教育長の一本化につきましては、教育委員会の代表である教育委員長と事務局をつかさどる教育長のどちらが責任者かわかりにくいという課題の解消を図るために、教育行政の第一義的な責任者を教育長として明確化するという趣旨でございます。

現行制度では、左側の上内にありますように、首長が任命するのは教育委員でございまして、教育委員長、教育長につきましては、教育委員会が合議体の中で選ぶという方式をとっておりましたが、左側の下の絵のように、新制度では、首長の任命責任の明確化という趣旨から、首長が、議会の同意を得て、新教育長を直接任命、罷免を行うということになります。

また、新教育長は、教育委員会の会務を総

理し、教育委員会を代表するということでございます。そして、現行の教育委員長の任期は1年、教育長の任期は委員の任期としての4年でございますが、新教育長の任期は3年となります。

新教育長が教育委員会の会務を総理すると書いてございますが、その意味としては、配付資料の、委員会資料のほうの3ページをごらんください。

1の①に教育委員長について記載しておりますが、現行の教育委員長には、教育委員会の会議を招集、主宰し、教育委員会を代表するといった権限がございまして。また、②に教育長について記載しておりますが、現行の教育長には、事務局の事務を総括し、執行する権限や教育委員会の権限に属する事務のうち、ここに挙げております教育政策等の基本方針、学校等の設置及び廃止、人事異動の基本方針、懲戒処分といった教育長に委任できない事務を除く事務を執行する権限がございまして。

新教育長は、現行の教育委員長、①の教育委員長と②の教育長の権限をあわせ持つものとして会務を総理するということとされております。

たびたび申しわけございません。リーフレットに戻っていただきまして、リーフレットの左下でございます。

ポイントの2つ目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化という点でございます。新教育長が従来の教育委員長の職務と教育長の職務の両方を行うことになりまして、権限が大きくなるということを踏まえまして、新教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するため、教育委員から教育長に対しまして会議の招集を求める規定が設けられますとともに、教育長は、教育委員会から委任を受けた事務の執行状況を教育委員会に報告するという規定が新たに設けられたところでございます。

また、会議の透明化に関しましては、教育長は、議事録を作成し、公表するよう努めなければならないという規定が新たに設けられております。この点に関しましては、本県教育委員会の状況につきましては、資料の3ページの2の②に記載しておりますが、現時点においても、教育委員会の全ての会議につきまして議事録を作成し、公表しているところでございます。

続きまして、リーフレットの中段の右側のほうでございます。

ポイントの3つ目は、総合教育会議の設置についてでございます。

現行制度でも、首長は、委員の任命のほか、予算の編成、執行や条例案の提出など、教育行政に対しまして大きな権限を有しておりますが、一部の地方公共団体におきましては、首長と教育委員会の意思疎通が十分でなかったという課題もあったところでございます。

新たな制度では、総合教育会議という首長と教育委員会が教育に関する施策に対して協議できる場を設けるということで、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、公の場で教育政策について議論することが可能となるというものでございます。

教育委員会を執行機関として残し、教育委員会と首長の職務権限を変更しないといった前提で、首長が教育委員会と連携して教育行政に対して責任を果たしていくという仕組みでございます。

下向きの太い矢印の下に記載がありますとおり、会議は首長が招集し、原則、公開となっております。会議の構成員は、首長と教育委員会となっております。①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童と生徒等の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置などを協議、調整していくものでございます。

申しわけございません。また資料のほうで

ございますが、4ページの③をごらんください。

本県教育委員会の活動状況を記載しておりますが、ポツの2つ目でございます。本県教育委員会におきましては、公開ではございませんが、これまでも教育委員会と知事との意見交換会を実施し、連携を図ってきたところでございます。

リーフレットの右側の最下段のほうでございます。戻っていただきまして、ポイントの4つ目は、総合教育会議におきまして、教育に関する大綱を策定するというものでございます。これは、総合教育会議の設置と同様、首長と教育委員会の意思疎通、連携に課題があり、民意が十分に反映されていないといった課題を解消するため、首長と教育委員会が協議し、連携して、教育の振興に関する施策の大綱を策定し、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化するというものでございます。

リーフレットにも記載がありますとおり、大綱とは、教育の目標や施策の根本となる方針を定めるもので、教育基本法に基づき策定されました国の教育振興基本計画の基本的な方向を参酌して策定することとされております。この点につきましても、本県教育委員会の状況につきましては、また資料に戻りますが、4ページでございますが、3に記載しておりますとおり、本県におきましては、平成26年3月に教育基本法に基づく第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランを策定しております。

そこで、大綱と本県の教育プランの関係についてでございますが、リーフレットの裏面を見ていただきますと、Q&AのQ6に記載がございますとおり、地方公共団体におきまして教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけ、首長が、総合教育会議におきまして、当該計画をもつ

て大綱にかえると判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないとされておるところでございます。

以上が制度改革の主要なポイントでございます。

続きまして、資料に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

経過措置について御説明させていただきます。

資料の下のほうの4、その他の2つ目の丸をごらんください。

この法律の施行期日は平成27年4月1日、来年の4月1日となっておりますが、現に在職している教育長につきましては、その任期が満了するまでの間、現行の教育長として在職するとされております。この経過措置によって対応することとなりますと、現教育長の任期満了まで旧制度の教育長と教育委員長が存在することとなりまして、教育長の任期が満了した時点で新教育長を任命するといったこととなります。その際、現に教育委員長であった委員は、自動的に教育委員長ではなくなりますが、教育委員としての任期が残っている場合は、そのまま教育委員として残ることとなります。

なお、教育委員長でない教育委員につきましては、制度の変更はございませんので、現在の任期がそのままということになります。

また、経過措置により旧教育長、旧教育委員長が残る場合でも、総合教育会議の設置、大綱の策定につきましては、来年の4月1日からの施行となっております。

資料の5ページをお願いいたします。

これまで制度改革の具体的内容につきまして御説明してまいりましたが、今後、県教育委員会といたしましては、1に記載しておりますとおり、来年4月の改正法施行に向けました体制整備といたしまして、12月定例県議会での条例改正を目途に、関係条例等の改正作業を進めてまいります。また、②の総合教

育会議の設置に向けた知事部局との協議、調整につきましても、会議が、知事が設置、招集する会議であることから、設置方法等につきまして、知事部局と十分な協議、調整を図ってまいります。

また、2に記載しておりますとおり、市町村においても県と同様の対応が必要となりますので、的確な情報提供に努めてまいりなど、必要な支援を行ってまいります。

既に改正法成立後の6月27日に、市町村教育委員長と教育長を対象にいたしまして、文部科学省から講師を招き、制度改革に係る説明会を実施しております。今後は、市町村、市町村長部局、あるいは教育委員会事務局に対する説明会をブロックごとに実施するというところで、9月に実施することで予定しております。

以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

○越猪高校教育課長 おはようございます。高校教育課でございます。

私のほうからは、いじめ問題への対応について説明をさせていただきます。

失礼します。

まず、資料、別冊2のA3判の縦置きのパーパーをごらんください。

いじめ問題への対応についてということでございます。

いじめ問題の対応につきましては、昨年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法に基づき、昨年12月に熊本県いじめ防止基本方針を策定いたしまして、この基本方針に沿った取り組みを進めているところでございます。

基本方針では、いじめ防止対策に当たり、そのポンチ絵にあります星印で番号の横につけております5つの組織等を設置することとしており、この図は、基本方針に基づき設置しましたその5つの組織等の関係をあらわし

ておるものでございます。

今回は、この5つの組織のうち2つの組織、星の①の熊本県いじめ問題対策連絡協議会と星の②熊本県いじめ防止対策審議会について説明をさせていただくこととしておりますが、まず全体像をつかんでいただくために、初めに、この5つの組織について御説明をいたします。

まず、ポンチ絵の最上部にございます星の①熊本県いじめ問題対策連絡協議会でございますが、本協議会は県に設置するものでございまして、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する施策を実施するために、必要な関係機関及び団体相互間の連絡調整を行うことを役割としております。

次に、左の中段にございます星の②でございますが、熊本県いじめ防止対策審議会でございます。本審議会は、県教育委員会の附属機関として設置し、県教育委員会からの諮問に応じ、いじめの防止等のための対策につきまして、専門的知見から調査研究、審議等を行うものでございます。

次に、左の下になりますが、星の③でございます。県立学校に設置しますいじめの防止等の対策のための組織でございますが、本組織は学校に常設し、いじめの防止等に関する措置を行うものでございます。

また、重大事態発生時には、星の④でございますが、学校いじめ調査委員会を設置いたします。これは、星の③の組織を母体として組織いたしまして、専門家等を派遣して、県教育委員会と一体となって調査を行い、公正、中立な立場で事実関係を明らかにすることを目的としております。調査結果につきましては、県教育委員会を通じて、知事へ報告することとなっております。

最後に、右の下になりますが、星の⑤でございます。熊本県いじめ調査委員会について御説明をいたします。星の④の学校いじめ調査委員会の調査結果の報告を受けまして、知

事が必要と判断した場合には、この熊本県いじめ調査委員会により再調査を実施いたします。この組織は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉等の第三者で構成するものでございまして、既に昨年12月に知事部局に設置しております。

以上が全体像の説明でございますが、それでは、ここからは、このうち、星の①の熊本県いじめ問題対策連絡協議会と星の②でございますが、熊本県いじめ防止対策審議会がそれぞれ第1回の会合を開催いたしましたので、その概要について説明をいたします。

それでは、資料の7ページをお願いいたします。

熊本県いじめ問題対策連絡協議会の取り組み状況から御説明をいたします。

本協議会の構成機関及び団体につきましては、1の表に掲載しておりますとおり、熊本県いじめ問題対策連絡協議会条例第2条の区分に基づき、知事が指定した20の機関及び団体から構成をしております。

2の第1回協議会の概要でございますが、平成26年5月27日に開催し、構成する20の各機関、団体における取り組み内容等について情報交換を行い、今後の連携のあり方について協議を行ったところでございます。

8ページをお願いいたします。

(1)の主な意見・内容につきまして、①の相談体制の充実と活用や②のSNSやスマートフォン等に関連する問題点、③の保護者に対する啓発の必要性、④のいじめ防止等への対策についてなど、多くの意見が交わされたところでございます。

また、(2)の機関・団体で確認しました事項としましては、①子供たちの中にいじめを解決する力を培っていく取り組みの必要がある、また、②今後、それぞれの機関・団体の相談窓口を明確にして連携に努めていくとともに、引き続き情報交換に努めていく必要があることが確認されたところでございます。

続きまして、資料の9ページをお願いいたします。

熊本県いじめ防止対策審議会の取り組み状況について御説明をいたします。

本審議会の委員のメンバーにつきましては、1の名簿に掲載しておりますとおりでございます。委員の互選によりまして、会長には熊本大学教育学部シニア教授の吉田道雄委員が就任をしております。

2の審議会の概要でございますが、第1回を平成26年7月2日に開催しております。平成25年度に実施しました心のアンケートの調査によりまして、高校生のスマートフォン所持率は約86%に上っております。このようなICTの急速な普及によりまして、児童生徒が直接顔を見合わせないでコミュニケーションをとることが常態化しております。ネット世代とも言うべき現代の子供たちの中から、SNS等を介したライン等による外しなど、新たなタイプのいじめも報告されるようになってきております。このようないじめの根本的な克服を図るためには、全ての児童生徒が心の通う対人関係を構築できるよう、地域、家庭と密に連携しながら取り組むことが重要なポイントとなっております。

これらのことに対しまして実働的な対策がとれるよう、(1)の諮問内容のとおり、今回、教育長から審議会に対しまして、ネット世代の子供たちに対応したいじめ防止等の取り組みのあり方について諮問をし、3回の審議を経て、答申をいただくことにしております。

7月2日に実施した第1回審議会では、諮問内容の4つの観点のうち、①心の通じ合うコミュニケーション能力を高める教育のあり方と②情報モラルを向上させる教育のあり方の2つについて、主に審議を行っていただいたところでございます。

10ページをお願いいたします。

(2)の主な意見のとおりでございますが、

コミュニケーションに関して、委員からは、教師のコミュニケーション能力を高めることや、プログラムを立て、児童生徒が安心できるクラスづくり、感情コントロールの方法などを定期的に実施し、よりよい人間関係づくりを図ってほしいという意見が出されました。

また、情報モラルに関しましては、小学生であっても、いじめは犯罪であると認識させるべきであるとか、ネット等は道具であり、手段である、仮想世界で生きることは間違いだと教えるべきでありますとか、学校は家庭のルールづくりにもっと踏み込んでいくべきという意見がございました。

また、その他に、いじめは格好悪いという文化をつくっていくべきであるとか、いじめをなくす取り組みに正解はないという言い方はしないほうがよい、正解は幾らでもあるので、探すことである、たった1人に当てはまる正解を含めて正解を求めていくべきでは、などの意見が出されたところでございます。

これらの意見を踏まえまして、教師のコミュニケーション能力を向上させるための具体的な取り組みや、家庭における携帯、スマートフォンの使い方に関するルール設定等、具体的な対応策を立てる必要性を改めて感じているところでございます。

そこから見えてくる課題とともに、10月に実施予定の第2回審議会では、4つの観点のうち、③の児童生徒がみずから気づき、考え、行動することができる教育のあり方と④のいじめを生まない土壌をつくるための地域や家庭との連携のあり方の2つについて審議をお願いしたいと考えております。

高校教育課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 それでは次に、警察本部から説明をお願いします。

初めに、田中警察本部長。

○田中警察本部長 おはようございます。

委員の皆様方には、平素から、警察行政の各般にわたり、格別の御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして心から御礼を申し上げます。

それでは、本日御報告する議題の概要について御説明いたします。座らせていただきます。

国民の日常生活や経済活動におけるサイバー空間の重要性が増す一方で、全国的には、インターネットバンキングに係る不正送金事犯や、インターネットショッピングに係るにせサイトによる詐欺事犯などが多発しております。

このような情勢の中で、県警察では、サイバー犯罪対策課の新設や、委員の皆様への御理解により予算措置を講じて装備資機材を増強するなど、サイバー犯罪に対する取り組みの強化を図っているところであります。

本日は、こうしたサイバー犯罪の現状と対策等について、担当部長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤生活安全部長 生活安全部でございます。おはようございます。着座のままで説明をさせていただきます。

サイバー犯罪対策の推進につきまして、お手持ちの資料に基づき御説明いたします。

第1は、サイバー犯罪の現状であります。

日本国内におけますインターネットの人口普及率は約80%を超え、今インターネットは、国民の日常生活でありますとか、あるいは経済取引の場を提供する重要な公共空間を形成しております。

その一方で、全国的にインターネットバンキングを利用した不正送金事犯、あるいはインターネットショッピングに係るにせサイトによる詐欺事犯、さらには他人が管理をいたしますネット空間に不正に侵入をして情報を

盗み出す事犯が多発をしており、資料のグラフにもあらわれておりますように、年々サイバー犯罪の検挙件数は増加し、昨年は8,113件と過去最高の検挙件数となっております。特に、インターネットバンキングを利用した不正送金事犯が全国的に急激に増加をし、昨年1年間で約14億600万円という過去最多の被害額となっております。

この流れにつきましては、本年に入りましたも勢いが衰えずに、5月9日の時点では、昨年の被害額を上回り、約14億1,700万円の被害額となっております。

県内の検挙状況につきましては、他県との合同捜査事件等によりまして、件数に増減がありますものの、サイバー犯罪相談受理件数は増加傾向を示すなど、県内においてもサイバー犯罪は、潜在的なものも含めまして確実に増加をしていると言えます。

第2は、サイバー犯罪対策課の新設であります。

ただいま申し上げました情勢に鑑みまして、県警察では、本年の3月、サイバー犯罪対策課を新設し、サイバー犯罪に対する取り組みを一層強化することとしました。

課の新設に当たりまして、昨年までの課内室から5人を増員するとともに、情報通信部との人事交流によりまして、警察庁の技官1人を警部補として迎え入れております。

また、情報管理専門の職員として採用しました3人のうち1人をサイバー犯罪対策課に配置をしており、現在、課長以下27人体制で、サイバー犯罪の取り締まりと対策に当たっているところでございます。

第3は、サイバー犯罪対策の推進であります。

その1つは、サイバー犯罪対処能力の強化についてです。今後ますます高度化、複雑化するサイバー犯罪等に対処するためには、サイバー犯罪対処能力を強化することが必要不可欠となります。

その一環としまして、本年の6月、部外から高度の専門的知識、技能を有します講師を招きまして、捜査員に対しますセミナーを開催し、技術力の向上を図っております。この施策は、今後も継続して実施をしていく予定であります。

また、ハッカーと呼ばれるコンピューター技術にたけた人材が集まる勉強会に参加をいたしまして、情報交換をすることで、捜査員個々の技術力の向上を図っております。

さらに、県議会の御協力によりまして、予算措置をしていただき、スマートフォンを解析いたしますUFEDという資機材を増強するなど、装備資機材を充実させ、対処能力の強化を図っているところでございます。

その2つは、サイバー犯罪捜査の強化についてです。

サイバー犯罪対策課の設置によりまして、取り締まりも強化をしております。その結果、本年は、6月末の時点で72件を検挙し、昨年の同期と比較をしますと、約2倍の件数を検挙しているところであります。

主な検挙事例としましては、本年の5月、インターネットバンキングによる不正送金詐欺として使用されました銀行の口座を譲渡した中国人の実習生、これを犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑者として通常逮捕をしております。

また、本年の6月には、ファイル共有ソフトを使用して音楽著作物を不特定多数のインターネット利用者に自動的に公衆送信できるようにした被疑者を著作権法違反として検挙をしているところであります。

その3は、官民連携による広報啓発活動の推進についてです。

熊本県情報セキュリティ推進協議会等と連携をいたしまして、広報啓発活動を推進したり、インターネットバンキングに係る不正送金の企業被害等を受けまして、県内の金融機関や企業経営者等に対します防犯講話を実

施しております。

また、県内の大学に大学生によりますサイバー防犯ボランティアの結成を促し、同ボランティアが行いますサイバーパトロールによります違法有害情報の発見、通報活動でありますとかあるいは広報活動を支援するとともに、県内の中学校等に対しましては、県警とボランティアが協働をしまして、これも同様に防犯講話活動等を実施する機会を設けるなど、官民連携によります広報啓発活動を推進しているところでございます。

以上、サイバー犯罪対策の推進について御説明をいたしましたけれども、今後もますます高度化、複雑化するサイバー犯罪に適切に対処し、サイバー空間の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

○松田三郎委員 警察のほう……。

○増永慎一郎委員長 一緒をお願いします。

○松田三郎委員 じゃあ教育委員会の教育政策課長に御説明いただきまして、質問——確認からちょっとお願いしますが、資料1の1ページ、概要の4番、経過措置の説明がありましたけれども、今の教育長が27年4月1日以降で任期が残っていたら、法律改正前の教育長と教育委員長というのが併存すると。その場合の権限というのは、改正前の今の法律での、現行でのそれぞれの権限を行使するということですか。

○能登教育政策課長 委員おっしゃるとおりでございます。法律改正後も、4月1日施行後も、教育長の任期の期間は、教育委員長

と教育長が現在の権限を持ったまま、そのまま残ると。教育長の任期中は残るということでございます。

○松田三郎委員 次、質問ですけれども、リーフレットのほうの説明で、これまでの教育委員会の課題というところの最初に、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい、これは、たしか、おとしぐらいですかね、大津のいじめ事件の対応等、ちょっとまズいなということで、いろいろ議論もより深くなったというふうに記憶をいたしております。もちろん、このいじめの問題を象徴的に、何かあったときの体制というのは、この矢印以降ですね、例えば責任体制の明確化、あるいは危機管理体制の構築というのはもちろん必要で、その意味での改正の方向性は評価したいと思います。

じゃあ、その何かあったときじゃなくて、何にもないとき、ふだんにおいても、この教育委員会制度というのは、どうも機能していないのかなというのがあって、これを機にというのは変ですけれども、一挙にやっぱり改正しようというふうな中身も入っているんだろうとっております。

能登課長の説明が、この2番の教育委員会の審議が形骸化している、御説明の中に、例えば典型的なのが、教育委員会事務局の提案を追認するだけの機関ではないかと批判されているというふうなくだりの説明もありました。

それに対応して、ポイント2のところでの説明かと思いますが、これぐらいでとっては何ですが、今度ここを改正することによって、じゃあ、これに書いてあるように、形骸化しているのが、一挙にとは言いませんが、大きく審議が活性化するのはかなというふうな感じがちょっとありますけれども、この制度の、もちろん、この法律や制度を変える、環境を変えるというのはもちろん大きい変革で

はありますが、もうちょっとその結びつきといますか、こういうふうに変ったからこういう活性化を期待できるんですよというふうな話があれば、ちょっと説明していただきたいと思います。

○能登教育政策課長 委員御指摘のとおり、ポイントの2のところ、会議の透明化のための原則として、会議の議事録を作成、公表するということがございます。

本県の教育委員会の場合は、会議の議事録作成、公表しておりますが、必ずしも全ての市町村教育委員会がそういう状況ではないというふうに聞いております。また、どうしても、これからこの制度改正を通じまして教育委員会の審議を活性化するためには、住民の皆さんが、こういった会議の議事録等を通じて、あるいは傍聴を通じて、こういった教育委員会の活動をチェックしていった活性化していただくということもまた必要な事柄かなというふうに感じております。

以上でございます。

○松田三郎委員 最後に、これは別に皆さんに言うことじゃないかもしれませんが、さっき言いましたように、法律や制度を変える、そうできるようにするというのはもちろん大切でございますが、この教育委員制度の場合は、誰が教育委員になるか、県の場合よりも、課長のおっしゃったように、市町村の教育委員会を見ますと、もちろんそれぞれお仕事を持った委員就任でありますから限界があるとはいえ、任命する人も、これからは、任命を受ける人も、非常勤だから限界があるとはいえ、どういった方がどういった意識で就任なさるかというのが、より人の問題というのは大きくなるのかなと思いますので、なかなかこの制度の改正には見えにくいところかもしれませんが、もっと言いまして、皆さんに言うべきことではありません

が、各市町村においてもそういう強い意識を持っていただきたいというような意見でございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 今の松田委員の意見とちょっと似たことですが、4ページ、この新たな制度ができて、果たして活性化を目指すということと一元化を目指す、責任の所在をきちっとするというその趣旨の目的はわかるんですけども、この4ページの教育委員会の活動状況というのを見ますと、学校訪問等が7回と意見交換の出席が4回と、あと、一番多いのは学校行事への参加、委員会以外の会議や大会、非常に活性化を目指すといえども、なかなかそういう教育委員会の活性化が、じゃあどのようにこの改正後もたらされるのかというのは非常に不明確な点が1つですね。

もう1つは、やっぱり新教育長をどういう形で任命するのかと。まあ、ある本に、この前、識者の声では、外国の場合、アメリカの場合なんかは、公職につくその候補者が議会で所信を述べて、議員との意見交換をして、そしてその上で新任を決めるという、そういう流れがあるということですけども、今、これから新しい新教育長がどういう形で任命されていくのかと。私は、この前の議会でも、この選ばれ方の、どういうふうな形で我々も関与できるのか、我々の意見等も反映できるのかという質問もしましたけれども、今回の制度の改革で、そういう任命の、例えば候補者といいますかね、その任命をされる方の考え方なり教育に対する情熱という、そういう1つのレポートなり、また、議会の場でいろんな委員会もありますので、そういう場で意見交換をしながら、どういう方なのかということを確認しながら立派な方を選んでいくという、そういう裁量の部分はどこで決めていかれるのか、その2点だけ

ちょっとお尋ねしたい。

○能登教育政策課長 まず、教育委員会の活動状況でございますが、学校訪問等のほかに、当然のことでございますが、毎月定例の教育委員会を月1回と、それと臨時の教育委員会も開催すること等、今現在やっております。

今後のこの制度の改正で、それぞれ県民の皆様方の関心も高まっていくということも、もちろん十分期待しておりますので、そういったことで、実際の回数やその質についても、もっともっと充実してくるものというふうに思っております。

現在でも、このほか、さまざまな意見交換でございますとか情報を事務局のほうから御連絡するとかそういったことで、教育委員会の活動がより適切に行えるような努力は行っているところでございます。

それと、2点目の教育長の任命でございますが、これまでは、形式上は、教育委員会の中での教育長は選任ということになっておりました。ただ、実質上は、教育長になる方という形で教育委員として任命されるような形もあるようでしたが、今回は、首長が直接教育長を教育長として、教育委員としてでなく、教育長として提案するというところでございます。そして、議会に教育長としての任命、御審議いただいて御同意をいただくという形でございますので、そういった意味での教育長として適任かどうかという判断は、そういった、よりといいますか、明確になるものかというふうに思っております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 活性化については期待感もあるし、質の問題も高まっていくであろうというお話がございましたので、もう私たちはここに期待する以外にないんではないかと思っているんですけども、この任命の方法

は、今のところ何か余り一般的なお話をされて、じゃあ、我々が審議をしたり、そういう立派な方かどうかという判断をする、そういう材料なりマークみたいなものをその……。

○能登教育政策課長 こちらのリーフレットのポイント1のところの中段で、ポンチ絵のところの下の方の、ポンチ絵の下ですね、米印で、ちょっと字が小さくて申しわけないんですが、教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待ということが記載されております。これまで——まだ正式に、どういった内容で所信表明を行うかとか、そこら辺は詳細はまだ未定でございますが、こういった形をとっていくことになるのかなというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、これからそういう何らかの形をとっていくということも可能であるということでございますか、そう判断してよろしいですか。

○能登教育政策課長 はい。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○氷室雄一郎委員 はい。

○溝口幸治委員 今、能登課長が教育委員長の決め方の話をされましたけれども、ちょっと形骸化していたということですよ、簡単に言うと。

今度は、きちっと明確に首長が任命をして議会の同意も得る、しかも所信の表明もあるということなので、わかりやすくなるのかなというふうに思いますが、基本的には、能登課長が説明されたように、この方を教育長にしたいと思って教育委員で提案してきたので、多分結果は変わらないんですよ。結果的には変わらない、熊本の場合。

そうやっていくと、ポイント1もそうですが、ポイント4の教育に関する大綱を首長が策定というふうになってはいますが、熊本の場合、くまもと「夢への架け橋」教育プランというものが今あって、資料の4でも説明があつており、これは知事部局も警察も含めた全部で議論をして決めていきます。しかも、議会の議決も必要ですということで、これも、大もとは、知事が選挙に出るときに、いわゆるマニフェスト、政権公約に教育県熊本をこうしたいというのがあるので、そういう形からつくってくるわけですね。

今度、この大綱を首長が策定するというやつも、結局、この前に知事が、首長が私はいくつこの県をつくりたい、こういう市町村をつくりたいと言って選挙を戦って上がってくるので、結果的にはその今までのやり方とは余り変わらないんじゃないかなというふうに思いますが、まあ、熊本の場合、逆に言うと、うまくつれてきたというふうに捉えてもいいかもしれませんが、この議論は、全国では、町村なんかでは、そういう思いとは逆の計画ができてたりという事例があつたからこういうふうになったというふうに理解しているんですかね。熊本の場合、うまくいっていると思うんですけども。

○能登教育政策課長 必ずしも思いが逆かどうかは別として、なかなかそこら辺のすり合わせがうまくいってないとか、あるいは教育委員会と首長が対立している地方公共団体もあつたということも踏まえて、こういった形での調整をとっていかうということで、制度化されたということだと思います。

幸いといえますか、本県については、それぞれの形で、比較的知事と教育委員会、よその県に比べましても、意見交換も重ねておりますし、会議の公開等もやっておりますので、これで大きく根本的に変わるということ

ろまで行くかどうかというのはちょっとわかりませんが、そういった状況でございます。

○溝口幸治委員 総合教育会議の設置もそうですけれども、今、能登課長がおっしゃったように、いろいろなものが今までふわっとして決めていたものが制度化されたというふうに整理をすると、熊本の場合、余りこれが変わったからといって劇的に変わるという可能性は余りないんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう認識でよろしいですか。

熊本が先駆けてやってきたと。まあ、議事録作成なんかは、今やっていますとおっしゃるけれども、昔はずさんなものだったですね。それは、議会からの指摘とかいろいろなことがあって、議事録作成なんかきちっとやってきて今があるんですが、今はまあ比較的同時な、この制度が変わってもそんなにおくれていたという印象はなくて、トップグループを走っている教育委員会というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○田崎教育長 今回の教育委員会制度の改正の中で私が一番大きく思っておりますのは、新教育長ができるということよりも、この総合教育会議が制度化されたことだというふうに思っています。今、溝口先生おっしゃったように、本県の場合は、これまで知事と色々な場で、公開ではありませんでしたけれども、やりとりをしながら、例えば、今年度、スーパーティーチャーを導入した件も、昨年度、教育委員と知事との懇談の中で、そういうのをつくったらどうかというふうなことで、提言を受けて取り組んだというふうなこともございます。

そういうことで、これまでいろいろ話をしながら、連携をとりながらやってきたんですけども、それが、今度は総合教育会議という形で制度化されて、オープンな場で議論し

て、そこで大綱を決めていくということで、これまで県がやってきたことと言いますと、それがオープンでそれがなるということで、大きくは変わってくるということではありませんけれども、このことが市町村教育委員会全てに導入されるということでもありますので、その総合教育会議で首長さんとそれぞれの市町村教育委員会が議論して、こういうことを決めていくというのが、今回の改正の中では大きく影響してくるのではないかなというふうに思っています。

やっぱりそこでいろんな活性化した議論があって、教育に、例えばもう少し予算を投入しようとかいう話を首長さんと教育委員会の中で議論ができれば、また大きくそういうことに取り組むところは教育がどんどん進むでしょうし、まあ、そうでなければ、現状のままというふうなこともあるでしょうし、そこで、この総合教育会議が実質的にうまく機能していけば大きく教育に差が出てくる部分があるのではないかなというふうに私は期待をしているところです。

○溝口幸治委員 ありがとうございます。

今度の法律改正で、教育長がおっしゃったように、いろいろなものが明確になって、きちっとやっていけると思うし、まあ、熊本県は今までも比較的きちっとやってきたほうだと思います。

ただ、教育委員会制度が形骸化しているという指摘の1つには、文部科学省と国と県と市町村の教育委員会の役割分担が少し曖昧で、市町村教育委員会に何か言うと、いや、それは教育事務所がと、教育事務所に言うと、いや、それは地元の市町村が、あるいは国からの指導でということで、みんなスルーパスしていくわけですね。ぐるぐるぐるぐる責任を回避していくというようなシステムがあったと思うんですね。例えば教科書問題とかもそうだし、いじめの問題もそういう傾

向がないわけでもなかったわけですが、そのあたりの指摘がある国、県、市町村の形骸化というものが、今回のこの制度改革でどのように整理されるというふうにお感じになっていきますか。

○田崎教育長 今回の制度改正で、ちょっと前提で少し長くなりますけれども、今までの教育委員会は執行機関として残ります。権限について、一切変わっておりません。変わったのは、首長が新教育長を議会の同意を得て選任するというのが大きく変わっていますし、先ほど申し上げた総合教育会議というのが別途つくられて、そこで教育の大綱について議論していきますよということが決まったということでございます。

国、県、市町村の今までの流れが、流れと申しますか、この体制がどっか変わっているということではありません。今回は、教育委員会の中の改革ということでございます。

やっぱり今おっしゃった、これで一番どこが変わっていくかということなんですけれども、やはり総合教育会議のいろんな話を受けて、それを受けて新教育長が責任を持って変えて対応していくということになると思っておりますので、やっぱりその新教育長という役職についた人がどれだけ責任を持って、また教育に対する思いを持ってやっつけていけるかというところにかかっていると思います。

今回、この制度で何かが変わるということではなくて、やっぱりその人の問題、やっぱりその中で新教育長という位置づけの人の問題になってくるというふうには私は思っているところでもあります。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

ほかはございませんか。

○松田三郎委員 細かいことで、さっきちょ

っと聞けばよかったですけれども、経過措置の話の中で、附則の2条、私読んでおりませんけれども、教育長は一種の身分保障でしょうけれども、委員長も任期満了までは継続する。これを、例えば、Qの1に書いてあるのか、市町村によっては、うちは早くそういう体制をとりたいからということで、今の教育長を、4月1日以降、任期途中だけれども、新教育長に任命するというのは、この規定の仕方ではできるんですか、それとも委員長の身分がなくなるから、それは必ず任期満了まではそういう任命はできないという意味合いなのかをちょっと教えていただければと思います。

○能登教育政策課長 基本的には、経過措置によるところでございます。もし4月1日から新しい制度ということ、新しい教育長になるということであれば、教育長の辞任等が年度内とかに1回やめていただいて、新しい教育長として任命していただくという行為が必要になってくるかと思えます。

○松田三郎委員 その場合、その委員長はどうなるんですか。平の委員になるわけですか、自動的に。

○能登教育政策課長 自動的に新教育長ができるところで教育委員長は教育委員になります。それは、4月1日以降の旧、現在の教育長、教育委員長がそのまま残った場合でも、教育長が辞任した場合は、その時点で新しい教育長ということになります。新制度で運用するということになります。

○田崎教育長 ちょっとわかりにくい部分だと思いますので、少し説明をさせていただきたいと思いますが、経過措置の中には、来年4月1日からが施行なんですけれども、この年度内でも新教育長を選任する手続

をとることができるという規定が1項あります。それは何のためにあるかという、今、松田先生がおっしゃったようなことを、いろんな市町村、県もありますから、1,800ぐらいの地方団体全部これで行くわけですが、例えばこの1つの例として、来年1月とか2月に教育長が変わるときに、今の制度で。普通であれば、来年1月に変わって、その後4年間そのまま旧教育長という形で残すというのは、なかなかそこは難しいと思いますので、そういう場合を想定もされているんだと思いますけれども、その場合には、2月、3月の議会へ目がけて、そういう新教育長の人事提案をして、その間、一月とか二月とか、旧教育長は1月末とかで任期が切れることがありますので、その間は何とか一月、二月は職務代理のような形でもって行って、4月から新たな制度にしていくということも一つ考えられるでしょうし、例えば今いる教育長を、さっきおっしゃったように、一度やめますという前提で、じゃあその人を新たな教育長に、新教育長にするということで、年度内の2月、3月の議会にかけて選ぶということもできるでしょうし、また、今の教育長がもうやめますと任期途中でやめて、じゃあもう4月から新しい教育長を選ぼうということもできるし、そういういろんな対応がそれぞれの自治体で出てくるのではないかなというふうに思っているところであります。

○増永慎一郎委員長 いいですか。

○氷室雄一郎委員 1点だけちょっと私わからぬところがある。

いじめの問題で、大きな資料ですが、④学校いじめ調査委員会と⑤の県のいじめ調査委員会なるものがあるわけですが、そここのところで、いろんな問題等は学校現場で発生するケースが多いわけですが、この場合、学校の組織を母体として設置

をされるわけですが、この学校いじめ調査委員会、県教育委員会で派遣する専門家を加えて構成となりますと、この専門家というのどこに位置づけられるのか。このいじめ調査委員会の中からということではないんですか。ちょっとよくわからない。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

今の御質問ですが、星の④学校いじめ調査委員会の中の派遣する専門家ということでございますが、これにつきましては、法律専門家ですとか、精神の専門家ですとか、あと、スクールカウンセラーでありますとか、この重大事態の中身によりまして、専門家を選んで派遣をするということでございます。

○氷室雄一郎委員 このいじめ調査委員会もいろんな方がおられますけれども、こういう方がこれを兼ねるという場合もある、そういうケースはないんですか、もう全然別個の方を派遣するということですか。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

例えば、きょう御説明いたしました各審議会の委員さんが結果的に重なるということはあるかと思えます。ですから、この重大事態の内容につきまして、一番適任だと思われる方を選任して派遣をしたいということでございます。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○氷室雄一郎委員 はい。

○平野みどり委員 私も、この④と⑤の違いという部分を考えていたんですが、結局、学校の中での調査では十分に解明できなかったり、保護者の納得が得られなかったり

する場合がありますので、それとは別に、ここで解決しなかった場合につくるということですかね、この5番の調査委員会は。そして、専門家という部分は、学校での調査委員会の中でかわられた専門家の方が、この県の学校を除いた関係者で、関係者というか、専門家として設置する委員会の中で兼ねることもあると。

○越猪高校教育課長 はい。

○平野みどり委員 だから、学校いじめ調査委員会でのこの議事というか、流れというか、調査されていたことを踏まえて、この県のいじめ調査委員会でもその専門家の方は審議に入るといことなんですかね。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

1つ訂正をさせていただきます。

今④調査委員会と⑤のいじめ調査委員会のメンバーは重なるというところで、私、はいと申しましたけれども、これは重なりません。訂正させていただきます。

○平野みどり委員 わかりました。

ということは、新たに、この学校の調査委員会と別に、学校を除いた第三者的な立場の方たちが知事の任命によって構成されて調査をするということですね。——はい、わかりました。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○小杉直委員 いじめの問題で私も1点だけ聞きますが、さっきの説明のお話と資料も、立派な組織図だったり立派な形成になつとるわけですが、現実問題として、家庭との連携ですたいな。いじめがありますと、もうマスコミや世間の目は、学校が云々だ、教育委員

会が云々だというふうな、流れる一部のメディア、一部の目がありますが、要は、家庭教育との兼ね合いが非常に根には大事なものであるわけですかね。さっき、学校は家庭のルールづくりにも踏み込んでいくべきというふうな意見があつとるわけでしょう。こういうふうなきちんとした組織図を見ると、関係図をつくりながら、現実の問題で、兆候が生じたり実際にあつたと疑われる場合に、その本人の家庭、関係者の家庭との連絡、協力、連携はどう考えておりますかな。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

当該生徒の家庭につきましては、まず学校の担任、または養護教諭、または学校にスクールカウンセラーがおりますので、そこにまず連絡を、きちっと連携をとりまして、窓口を学校が一本化して保護者の不利益にならないように、まずしっかり連携をとっていくという姿勢で考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 もうちょっとくだけてお話したかわけですが、文句でなくて、今いろんな状況の中ですぐ関係の家庭には連絡は教師側はしよるとかなと、そういうふうなことはどうですかということですか。

○越猪高校教育課長 すぐに家庭のほうには連絡をしております。

○小杉直委員 なら、あとは要望です。

家庭が一番基本ですけんね。だから、家庭に、しっかり必要に応じて手おくれにならぬように、早目に連絡をとって、大きな芽があらぬように頑張ってください。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

ないようでありますなら、次に、その他に入りたいと思います。

その他で……。

○小杉直委員 サイバー関係で、生安部長さん、人員もふやしたでしょう。ところが、ことしあたりは検挙件数も非常に高まっておりますね。去年、おととしです、サイバー対策室を文教治安委員会で見に行ったときに、狭い部屋の中で、しかもコンピューターがたくさんあって、非常に能率が上がりにくい環境の中でされとったわけですが、その後、かなり今言ったように人数もふえ、機材もふえ、そういう状況の中で、最近のサイバー対策室のそういう環境はいかがですか。

○佐藤生活安全部長 生活安全部です。

現在、新しくサイバー犯罪対策課、3月から開設をしておりますけれども、課長以下27名体制ということで、私もちょくちょく部屋のほうにおいて活動状況を見ておりますけれども、おおむね肩と肩が触れ合うような非常に厳しい環境での職場ではないというふうには思っております。常にサイバーパトロール等やっておりますので、一人一人にパソコン等を貸与して、その中で、ネットの中での違法情報であるとか、違法犯罪情報等を注視しているわけですが、ただ、まあ、非常に窓がちょっと少ない部屋でございます、空調の関係とかもございまして、その辺は十分配慮しながら、いい勤務環境になるように努めていきたいとは考えております。

○小杉直委員 今の時期はとても暑いわけですが、県庁並みの空調の温度でそこも活動しとるわけですか。

○佐藤生活安全部長 県庁の全体の温度は28度設定になっておりますが、ここは、いわゆる

パソコン等を専門に扱うところですので、通常の温度よりも下げた温度で運用はしております。

○小杉直委員 なら、北野さん時代よりも今は温度を下げて頑張っておるということですか。安心しました。

○増永慎一郎委員長 ほか、ございませんか。

それでは、その他に入りたいと思います。

その他で何かございませんか。

○松田三郎委員 教育委員会にちょっとお尋ねしますが、たしか私昨年この委員会にいましたが、今年度の新規事業の中に土曜日授業の何とかかんとか授業というのがあったやに記憶いたしております。新聞等でもメディアでもいろいろ取り上げられておまして、各学校、いろいろな工夫を今なさっているようでございます。ただ、回数が1学期に1回とか、何か回数も平均するとそれぐらいという話を聞いておりました。今の段階では、例えば、俗に言う脱ゆとりじゃありませんけれども、教科書のページ数もふえたりということで、なかなか月曜から金曜まででは無理するような内容も教科によってはあるんだろうと思います。かといって、土曜日に、いわゆる正規の教科を授業として半日やるといような位置づけでも今ないように聞いておりますけれども、授業の中身と今後こうなるかどうか、文部科学省がどのように考えているというのがあったら教えていただきたいと思っておりますけれども。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

いわゆる土曜授業につきましては、今年度、14市町村教育委員会で実施予定ということで、学校数といたしましては、小学校が52

校、中学校が33校で、合わせて85校での実施予定というふうになっております。

それで、内容につきましては、学校行事とかあるいは授業参観、体験的な学習とか、地域に開かれた学校づくりという観点で行われているものが多いです。

一応県のほうでも平成25年の1月に基本的な考え方を示したところでございまして、その中には、月に2回以内が適切であるとか基本的な考え方を示させていただきました。その後、国のほうでも、文部科学省のほうでも法改正等がなされまして、土曜日での授業ができやすいような制度改正がなされているところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 その法改正によって、あるいは各市町村教育委員会なり学校長の判断によって、土曜日を——まあ、教職員の代休のとり方が非常に難しいというふうな話を以前聞いたことがありますけれども、土曜日を授業の丸々、国語、算数、理科、社会のような教科を教えるのに当てるのも今可能なんですかね。

○浦川義務教育課長 教科の授業を地域の方々に公開するとかそういった形で、授業参観という形で教科の授業はなされておりますので、それは十分教科の授業は可能ということでございます。

○松田三郎委員 というか、私がお伺いしたいのは、さっき言いましたように、ある程度学年によってはボリューム、義務教育の中でもボリュームがある、教える中身がなかなか月曜から金曜までにはいろいろな行事とかもありまして無理をするから、土曜日のその部分で何とか補いたいというような、純粹にその3時間か4時間かというのも、授業参観じゃなくて、それも可能なんですか。

○浦川義務教育課長 基本的には、先ほど申し上げましたように、地域に開かれた学校づくりという観点が基本にございますので、まあ、結果として授業時数が確保できるというところはございますけれども、例えば純粹にある教科の授業をふやすといったところではなくて、そういった開かれた学校づくりの趣旨を基本に置いて実施をされているところでございます。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○松田三郎委員 はい。

○小杉直委員 なら、最後に1つ。

どなたか聞きなっどと思って、恐らく県警も予定しとんなはっとじゃなかろうかと想像しますが、いわゆる危険ドラッグ、これについて刑事部長にお尋ねしますが、熊本では、重篤なまだ事件、事故はあってなくて、数年前に早目に、結果的には別として、摘発的な行為を全国に先駆けてされたことも存じておりますが、端的に言うならば、国も今一生懸命進めておりますけれども、熊本県なりでの規制する条例というものができないものかどうか、条例づくりが得意と聞いておる警務部長にもお尋ねをしたいと思います。まず、刑事部長、いかがですか。

○池部刑事部長 危険ドラッグの関係につきましては、全国で重大な事件、事故、あるいは錯乱による死亡とかそういったことで、深刻な社会問題ということで警察としても喫緊の課題であるというふうには考えております。

重大な事件、事故、県内では発生しておりませんが、物損、交通事故ではありますけれども、把握している中では、その危険ドラッグの影響による、もうろうとして前方

不注視による事故というのがこれまで5件発生をしておりますし、危険ドラッグの関係では、3つの事件を検挙いたしております。

内容的には、危険ドラッグ、まして、薬事法違反、指定薬物の販売及び販売目的貯蔵ということと、あと、去年が2つ事件がありまして、麻薬と植物片、指定薬物の密輸入ということで、2つの事件で2人を検挙しております。

こういったことで、熊本でも、いつ、どこで危険ドラッグに関する事件、事故が発生するかもしれないというふうなことで、先日もちょっと緊急対策会議を開きまして、関係機関との連携による実態の把握、あるいは取り締まりの強化、戦略的というか、効果的な広報啓発活動の実施というふうなことで対策を協議しております。

条例の関係につきましては、全国6都府県において薬物乱用防止条例ですかね、が制定されていることは承知しておりますけれども、これについては、所管が知事部局の薬務衛生部局が所管をしているというふうなことで、こことも連携をとりながら進めていきたいというふうには考えております。

○黒川警務部長 条例の制定の関係でございますけれども、今刑事部長から答弁あったとおりでございますけれども、もう御承知のとおり、危険ドラッグ、この問題は熊本のみならず全国的なものでございますので、その規制のあり方等につきましては、国においても議論をされておるといところでございまして、あるいはまた、県境を越えるインターネット販売、そういったような問題もございまして、したがって、基本的には、国において一律に対処するほうが望ましいものかと考えられます。

いずれにしても、県警といたしましては、県民生活に重大な危険を及ぼしかねないこの問題について、県警としてでき得ること

を本部も一線署も一体となって全力で取り組んでいきますし、また、警務部長の立場としても、甚だ微力ではございますが、過去の経験も生かしながら、何をやるか一生懸命考えていきたいというふうに思っております。

○小杉直委員 熊本の実情と検挙の経過とかは刑事部長のおっしゃったとおりだろうと思うですたいね。幸い、今のところ重大な事件、事故が発生していないわけですが、おっしゃるとおり、もういつ発生してもおかしくないというのが、熊本のみならず、全国の環境だろうと思うですよ。

熊本が先駆けて条例というのなかなか難しい面もあるような気もいたしますけれども、警務部長もおっしゃったように、いろんな関係機関と連携とりながら、国に任せるといだけでなく、熊本独特の何か規制する方法がないか、今後研究もお願いしておきますね。

以上です。

○氷室雄一郎委員 この前、ちょっと一般報道でもあったんですけども、危険ドラッグの使用が明白な場合でも、鑑定結果が出るまで、また事故の因果関係がわかるまでは現行犯逮捕はできないというふうになつとるとい、それが事実なのかということと、もう1つは、愛知県警の場合は、ドラッグ使用の疑いが強い場合には、鑑定結果が出る前でも道路交通法違反に関して現行犯逮捕を行うと、そういう運用をやるということですけども、これは県警も同じような形でやれる問題なんですか。

○木庭交通部長 交通部長でございます。

危険ドラッグによる事故等の違反も一緒ですけれども、ことにつきましては、愛知県警、それから警視庁のほうで現行犯逮捕と、そういうのを現認した場合には、関係した場

合については現行犯逮捕という運用を始めたことは承知しておりまして、本県につきましても、そういった他県の事例を見ながら、そういった薬物の影響が疑われる事故、人身事故に限らず、物件事故、あるいは違反等々につきましても、道路交通法の中に過労運転等の禁止違反というのが66条の中です。これを愛知県警、警視庁あたりは使っているわけですが、この条文を活用して現行犯逮捕ができるように、現在その検討を進めているところであります。

○氷室雄一郎委員 県でも独自にそういう運用の適用というのは柔軟的に可能性はあるということですか。

○木庭交通部長 その方向で現在進めているということですか。可能性があるということですか。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○平野みどり委員 6月のこの常任委員会の際に、山本課長のほうに、高校授業料無償化の状況はどうなったのかということで、直後のデータで13%が無償化の対象にならない生徒だったということの御報告がありましたけれども、その後の詳細について知りたいのと、果たして本当に13%が13%のままなのかというのが、私のちょっと疑問というか、心配なんですけれども、制度が複雑になって、それぞれの世帯の所得に関して、納税証明を出さなきゃいけないとかいろいろあるので、それで、もういいやというような形で、本来だったら対象になる人たちがなっていないということはないのかということ、それとか、あと、例えば親権の問題とかいろいろ複雑な家庭の中で、本当は経済的に厳しいのに対象に今のところなれてないというような救いこぼしみたいなのがないのかということが心

配なんですけれども、いかがでしょうか。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

6月の常任委員会の際に委員から御質問がございまして、ちょうど認定の作業を終えたばかりの状況ということで、そのときの御説明をもう一回繰り返になりますけれども、県立高校の1年生が対象になるということでございまして、全入学者、約1万300人のうち約1,000人から辞退届が提出されまして、残り、約9,300人から認定申請が出されまして、そのうち約270人は、所得をオーバーしておりましたので、対象にならなかったということで、約9,030人の方が支援金の対象として認定をいたしましたという御報告をさせていただきましたけれども、実は、その後、この1,000人辞退届を出されたという方の中から、ちょっと制度の理解が不十分だったということで話が聞こえてまいりましたので、改めて、7月になりましてから、その1,000人の方々について確認をさせていただきました。本当にしっかり制度のことをわかった上で辞退をされたのかどうかというのを確認させていただきましたところ、100人の方から、制度の理解が不十分だったという申し出がっております。

そこで、私どもとしては、この100人の方が全て支援金の対象になるかどうかについては、課税証明書を出していただいて確認する必要があるのかなというふうに思っております。皆さんがその課税証明書を手元に置いてお話をされたわけでもございませんので、もう一度そこについては丁寧にまた申請書のほうも見させていただいて、認定手續のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

制度が始まった最初の取り組みということでございまして、私どものほうも、できるだけ丁寧に取り組みまして説明はしてきたつ

もりですけれども、やはりこれだけ、1,000人のうちの100の方が、ちょっと理解不足でありましたということでございますので、しっかりと今まで以上に制度の周知、また今度の次回の高校1年になります中学3年生の保護者の皆様方、生徒の皆様方への制度の周知についても、しっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○平野みどり委員 わかりました。

また、別な質問なんですけれども、今台風とかで相当農業被害とかも出て、よその県ですけれども、出て、本県でもこれから台風シーズンを迎えて、例えばビニールハウスが飛んでしまったりとかいうようなことがあるわけですけれども、農業を仕事としていらっしゃる農家の方々へは、そういった被害があったときの何か災害復旧のための支援とかいうのがあるんですけれども、例えば農業高校とか支援学校でやっぱり農場を持っていたりしますよね、そういうところで台風被害があったときの手当というのはどういうふうな形であるんでしょうか。当初、そういうことも想定した予算を組んでいたりするのか、あと、農業関係ですから売り上げとかがありますよね、それは全部教育委員会に吸い上げるんですかね。何かまあ、そういうような部分をそういう被害があったときに使うようになっていくのか、別枠で、こういった被害があるときのために、県の教育委員会として何か対応を今までも含めて考えているのかということをお聞きしたいんですけれども。

○増永慎一郎委員長 それは何の被害ですか。施設とか設備……。

○平野みどり委員 農業高校なんかのハウスとか、支援学校なんかでもハウスがあるんですよ。そういうところの被害に関してですけれども。いや、今回じゃなくて、これまでも

あっていると思うし、今後もあり得るので、その部分の予算というのはいどこで見るとかということをお聞きしたいんですよ。

○増永慎一郎委員長 ちょっとその今言われたのは、作物の被害ですか。

○平野みどり委員 作物もそうですけれども、ビニールハウスが壊れたり飛んだりするわけですよ。所管課はおわかりだと思うんですけれども。

○清原施設課長 まず、建築物等に被害が発生した場合には、復旧について補正予算等で対応することになるかと思えます。また、その際に、被害額が大きい場合には、国の補助の制度等もありますので、そういうのも活用して対応していくことになるかと考えております。

○平野みどり委員 わかりました。じゃあ、もう一回確認ですが、農業高校とか支援学校のビニールハウスと農業施設に関しても被害が出た場合はそういう対応をするということですね、おっしゃったような。

○清原施設課長 今申しあげましたように、補正予算等をお願いして対応してまいります。

○平野みどり委員 わかりました。

それから、特別支援学校の整備で今会議があつてますね、協議会等が。今回、氷川高校跡地につくるということとか、あと、八代のほうにも支援学校をつくるということになっているわけですけれども、そういった協議会のその場が、この前、熊本支援学校であつたんですよね、私、ちょうどたまたま行けなくてあれだったんですけれども、行けたら行きたいなと思ったんですけれども、その会議

が、エレベーターのない2階であったということで、私、行っても行けなかったんだなと、入れなかったんだなと思うんですけども、できるだけ協議会もいろんな方たちが傍聴できるような形の整備をやっていただきたいと思うんですけども、そもそも支援教育をやるためのそういった場で、そういった施設を使ったというのはどういういきさつからなのでしょう。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

今、平野先生からお尋ねありました第2回のこの特別支援学校の整備計画に関する第1次実施計画の検討会は、おっしゃるとおり、7月8日、熊本支援学校で行いました。今回、熊本支援学校の2階の会議室で行った経緯は、まず、熊本支援学校の整備についても検討していただくということも1つの目的でございましたので、現地で検討委員の方々に実際の熊本支援学校の状況を見ていただいて、その上で検討していただくという思いがございましたので、熊本支援学校で検討会を開催した次第です。

それから、場所が、熊本支援学校、御存知のように、お子さんの数もふえておまして、会議室となりますと2階の会議室しかございませんでしたので、そちらのほうで検討会をやらせていただいたということです。

今後の検討会につきましては、現在のところ、新館の教育委員会室のほうで今後行っていく予定としております。

以上です。

○平野みどり委員 わかりました。

今回はそういうことだと思いますし、支援学校も、今狭いですよね、生徒さんたち多い中に。だから、しょうがなかった部分もあるかもしれませんが、支援教育をやるという立場から、そういった議論は本当にバリ

アのないところでやるということは肝に銘じていただきたいなというふうに思います。

それと、最後、要望なんですけれども、佐世保での悲惨な事件があったりする中で、スクールソーシャルワーカーの重要性というのが私たち新たに痛切に感じるわけですね。あそこであまく機能していたかどうかということは別として、やはり保護者と学校現場と、そして医療機関とか、あと、福祉的な機関等が連携をしていく中で、そのブリッジになっていくのがスクールソーシャルワーカーだろうというふうに思うんですけども、今県立のほうでは、高校にも入ってきました。ぜひ支援学校にもスクールソーシャルワーカーを入れていただきたい。もちろん、かけ持ちでいいですから、1校に1人なんてもちろんできるわけではないわけですけども。

なぜかという、やっぱり先生方が、甲斐先生もいらっしゃいますけれども、福祉関係の事業所にスクールソーシャルワーカー的なことを結局やらせてしまっている状況があるのではないかと。学校も事業所も、それぞれの立場で仕事をされていますので、社会福祉士等々の資格がある方たちがそこにいらっしゃるので、どうしてもそこに依存してしまったりする部分もあるかと思うんですけども、やっぱり教育委員会として、支援学校にもきちんとスクールソーシャルワーカーを置く、例えば保護者の方が本当は支援が必要な方とか、家庭の状況というのはかなり一般の学校の子供さんの家庭より複雑であるケースもあるわけですね。保護者の方が支援を本当は受けたほうが子供のためにもいいのに、その部分を拒否されるという中で、もう学校が難しい立場の中でそこに入り込んでいくという部分で、苦慮されている部分もあるというふうに聞きます。

ですから、ぜひ、スクールソーシャルワーカーは、支援学校は福祉の関係の学校だけ必要ないというふうな認識じゃなくて、ぜひ

そこに必要だということを現場の声を聞きながら検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○増永慎一郎委員長 要望じゃなくて……。

○平野みどり委員 あ、要望でもいいんですけども、ま、今考えてなかったならば、今度の常任委員会でもまた聞きますので、要望にさせていただきますので、お願いしておきます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が2件あっておりますので、お手元に配付しております。

それでは、これもちまして第4回教育警察常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長